

TOKIWA 宿泊約款

施行日: 令和 8 年 7 月 19 日

第 1 条(適用範囲)

- 株式会社中造園が運営する「TOKIWA」(以下「当施設」といいます。)と宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本宿泊約款(以下「本約款」といいます。)の定めるところによるものとします。
- 本約款に定めのない事項については、旅館業法、住宅宿泊事業法、民法その他の関係法令及び一般に確立された慣習によるものとします。
- 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で宿泊客との間で特約を締結した場合は、その特約が本約款に優先して適用されます。

第 2 条(宿泊契約の申込み)

- 当施設へ宿泊契約の申込みを行う者は、次の事項を届け出るものとします。
 - 宿泊者全員の氏名
 - 宿泊日
 - 到着予定時刻
 - 電話番号及び電子メールアドレス
 - 宿泊人数
 - その他当施設が必要と認める事項
- 宿泊客が宿泊期間中に契約日数を超えて宿泊の延長を申し出た場合、当施設は新たな宿泊契約の申込みがあったものとして取り扱います。

第 3 条(宿泊契約の成立)

1. 宿泊契約は、当施設が宿泊申込みを承諾し、宿泊料金の決済が完了した時点で成立します。
2. 当施設は事前決済制とし、指定する期限までに宿泊料金の支払いが確認できない場合は、予約を取り消すことがあります。
3. インターネットその他の予約システム上で、明らかな料金表示の誤り(システム障害、入力ミス等)があり、通常の販売価格と著しく異なる料金で予約が成立した場合は、民法の錯誤に基づき当該契約を取り消すことがあります。この場合、当施設は速やかに宿泊申込者へ通知します。

第 4 条(宿泊契約締結の拒否)

当施設は、次の各号のいずれかに該当する場合には、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 本約款によらない宿泊申込みがあったとき。
- (2) 満室その他の理由により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が法令、公の秩序又は善良の風俗に反する行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であると認められるとき。
- (5) 他の宿泊客、近隣住民又は当施設スタッフに対し、暴言、威圧的言動、迷惑行為又は著しい騒音を発するおそれがあると認められるとき。
- (6) 感染症その他の疾病により、他の宿泊客への感染のおそれがあると認められるとき(法令に基づく対応を含みます。)
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為又は合理的範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、災害、停電、断水、設備故障その他やむを得ない事由により宿泊の提供が困難なとき。

(9) 転売、再販売、営利目的による予約であると認められるとき。

(10) その他、当施設が安全かつ円滑な運営を行うことが困難と判断したとき。

第 5 条(宿泊客による契約解除)

1. 宿泊客は、当施設へ申し出ることにより宿泊契約を解除することができます。
2. キャンセル料は次のとおりとします。

取消日	キャンセル料
7 日前まで	無料
宿泊日の 6 日前以降(前日・当日・無連絡不泊を含む)	宿泊料金の 100%
無連絡不泊	宿泊料金の 100%

3. OTA(Airbnb、Booking.com、楽天トラベル等)から予約された場合は、各予約サイトのキャンセルポリシーが優先される場合があります。
4. 災害その他やむを得ない事情によるキャンセルについては、当施設が個別に判断します。

第 6 条(当施設による契約解除)

当施設は、次の各号のいずれかに該当する場合には、宿泊契約を解除し、宿泊をお断り又は退去していただくことがあります。

- (1) 本約款又は利用規則に違反したとき。
- (2) 他の宿泊客又は近隣住民に著しい迷惑を及ぼしたとき。
- (3) スタッフの指示に従わないとき。

- (4) 建物、庭園、設備又は備品を故意又は重大な過失により損傷したとき。
 - (5) 暴力行為、脅迫、威圧的言動その他施設運営を妨げる行為があったとき。
 - (6) 危険物を持ち込んだとき。
 - (7) 法令又は公序良俗に反する行為があったとき。
 - (8) 安全上重大な支障があると当施設が判断したとき。
2. 前項により契約を解除した場合、未利用分の宿泊料金は返金いたしません。
-

第 7 条(宿泊登録)

1. 宿泊客は、チェックインまでに次の事項を登録するものとします。
- (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 電話番号
 - (4) 生年月日
 - (5) 職業(法令上必要な場合)
 - (6) 本人確認書類
 - (7) 外国籍の宿泊客は旅券(パスポート)
 - (8) 緊急連絡先
 - (9) その他当施設が必要と認める事項
2. 当施設は、法令に基づき宿泊者名簿を作成・保管します。
3. 登録情報に虚偽が判明した場合は、宿泊契約を解除することがあります。

第 8 条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が客室を使用できる時間は、チェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。
 2. チェックイン時間は 15 時 00 分から、チェックアウト時間は 10 時 00 分までとします。
 3. SAKUTEI(作庭体験)をご利用のお客様は、チェックアウト時間を 12 時 00 分まで延長できます。
 4. 当施設が認めた場合を除き、チェックイン時刻前及びチェックアウト時刻後の施設利用はできません。
 5. チェックアウト時刻を超えて施設を利用された場合は、当施設が定める追加料金をご請求することがあります。
-

第 9 条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、本約款及び当施設が定める利用規則、館内表示並びにスタッフの指示を遵守するものとします。
 2. 宿泊客が本約款又は利用規則に違反したことにより当施設又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。
 3. 当施設は、一棟貸し宿泊施設として近隣住民との良好な関係を維持するため、騒音その他迷惑行為の防止にご協力をお願いいたします。
-

第 10 条(施設利用上の禁止事項)

宿泊客は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 室内での喫煙
- (2) 指定場所以外での喫煙
- (3) ペットその他動物の持込み(補助犬を除く。)
- (4) パーティー、宴会又は近隣に迷惑となる行為

- (5) 花火、焚き火、BBQ その他火気を伴う行為
 - (6) ドローンその他無人航空機の飛行
 - (7) 大音量での音楽再生、楽器演奏その他騒音を発生させる行為
 - (8) 宿泊者以外の第三者を施設内へ立ち入らせる行為
 - (9) 危険物、悪臭を発する物品その他当施設が不相当と判断する物品の持込み
 - (10) 建物、庭園、設備、備品等を破損又は汚損する行為
 - (11) 法令、公序良俗又は本約款に違反する行為
-

第 11 条(火気及び喫煙)

1. 当施設のキッチンには IH クッキングヒーターを設置しています。
 2. 宿泊客によるカセットコンロ、炭火、ガス機器、キャンドル、蚊取り線香その他火気器具の持込み及び使用は禁止します。
 3. 喫煙は指定された屋外喫煙場所に限ります。
 4. 室内で喫煙した場合、特別清掃費、消臭費及び営業補償をご負担いただく場合があります。
 5. 火災予防のため、火気の取扱いについてはスタッフの指示に従ってください。
-

第 12 条(サウナの利用)

1. サウナは屋外サウナ棟をご利用ください。
2. 利用時間は 8 時 00 分から 21 時 00 分までとします。
3. サウナをご利用の際は、当施設備え付けのサウナポンチョをご着用ください。
4. サウナストーブは取扱説明及び注意事項を確認のうえ、適切にご使用ください。
5. ロウリュは指定された方法により行ってください。
6. 飲酒後、体調不良時、医師からサウナ利用を制限されている方は利用をご遠慮ください。

7. サウナのご利用は、12 歳以上の方に限らせていただきます。18 歳未満の方は、保護者の同伴および監督のもとでご利用ください。
 8. サウナ利用後は換気にご協力ください。
 9. サウナ利用中の事故、けが、体調不良等については、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、当施設は責任を負いません。
 10. 宿泊客の故意又は重大な過失により設備を破損した場合は、その損害を賠償していただきます。
-

第 13 条 (SAKUTEI 作庭体験)

1. 当施設では、宿泊者限定の「SAKUTEI 作庭体験」を提供しています。
 2. 作庭体験は、原則として宿泊 2 日目の 9 時から 2 時間程度実施します。
 3. 作庭体験の参加料金は宿泊料金に含まれています。
 4. 参加者はスタッフ及び庭師の指示に従ってください。
 5. 動きやすい服装及び運動靴等、安全な服装で参加してください。
 6. 飲酒後又は体調不良時の参加はできません。
 7. 5 歳以下のお子様は参加できません。
 8. 天候、災害、作業状況その他安全上の理由により、体験内容の変更又は中止を行う場合があります。
 9. 前項による変更又は中止を理由として宿泊料金の返金はいりません。
 10. 作庭体験中の事故、けが等については、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、当施設は責任を負いません。
-

第 14 条 (庭園及び施設設備の利用)

1. 当施設の庭園は鑑賞及び指定された範囲での利用を目的としています。
2. 立入禁止区域には立ち入らないでください。
3. 石組み、飛び石、灯籠、植栽その他庭園設備に登る、移動する又は損傷する行為は禁止します。
4. 庭園内でのボール遊び、花火、火気使用その他庭園を損傷するおそれのある行為は禁止します。
5. 庭園内での商業目的の撮影又は無許可の取材はお断りします。

6. 宿泊客が庭園又は施設設備を故意又は重大な過失により破損又は汚損した場合は、その修理費その他の損害を賠償していただきます。
-

第 15 条(料金の支払い)

1. 宿泊料金及びその他の利用料金は、予約時に当施設又は予約サイトが指定する方法により事前にお支払いいただきます。
 2. 追加料金又は宿泊中に発生した費用については、当施設が指定する方法により速やかにお支払いいただきます。
 3. 宿泊客が客室を利用可能な状態となった後、任意に宿泊されなかった場合であっても、宿泊料金の返金はいたしません。
-

第 16 条(当施設の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行又は不履行により宿泊客に損害を与えた場合、当施設の故意又は重大な過失があるときに限り、その損害を賠償します。
 2. 天災、停電、断水、通信障害、第三者によるライフラインの停止その他当施設の責めに帰することのできない事由による損害については、責任を負いません。
 3. 設備の故障その他やむを得ない事情により施設の一部が利用できない場合は、状況に応じて代替措置又は相当額の返金を行うことがあります。
-

第 17 条(客室を提供できない場合)

1. 当施設の責めに帰すべき事由により宿泊契約どおり客室を提供できない場合は、可能な限り同等以上の宿泊施設を紹介するよう努めます。
 2. 前項の手配ができない場合は、受領済みの宿泊料金を返金します。
 3. 天災、災害、交通遮断、行政機関の命令その他不可抗力による場合は、この限りではありません。
-

第 18 条(貴重品及び忘れ物)

1. 当施設では現金、貴重品その他物品のお預かりはいたしません。
 2. 客室には金庫を設置しておりますので、貴重品は宿泊客ご自身の責任において管理してください。
 3. 宿泊客が施設内に忘れ物をされた場合は、発見日から 14 日間保管します。ただし、食品、衛生用品その他保管が困難な物品は即日処分することがあります。
 4. 保管期間経過後は、法令に従い処分又は警察へ届け出るものとします。
 5. 忘れ物の返送を希望される場合は、送料その他必要な費用は宿泊客の負担とします。
 6. 当施設の故意又は重大な過失がある場合を除き、盗難、紛失又は破損について責任を負いません。
-

第 19 条(駐車場)

1. 駐車場は宿泊客の利便のため提供するものであり、車両の保管をお引き受けするものではありません。
 2. 駐車場内における事故、盗難、破損その他の損害については、当施設の故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負いません。
 3. 駐車場内では徐行し、スタッフの指示がある場合はこれに従ってください。
-

第 20 条(Wi-Fi の利用)

1. 当施設では無料 Wi-Fi をご利用いただけます。
 2. 通信速度、接続品質、通信の安全性及び常時利用を保証するものではありません。
 3. Wi-Fi の利用により宿泊客又は第三者に生じた損害について、当施設は故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負いません。
 4. 法令又は公序良俗に反するインターネット利用は禁止します。
-

第 21 条(損害賠償)

1. 宿泊客が故意又は過失により建物、庭園、サウナ設備、家具、家電、備品その他当施設の設備を破損又は汚損した場合は、その修理費、交換費、休業損害その他当施設に生じた実費を賠償していただきます。
 2. 室内での喫煙、嘔吐、著しい汚損その他通常の清掃では原状回復できない場合には、特別清掃費及び営業補償をご請求することがあります。
 3. 作庭体験に使用する資材、庭石、植栽その他当施設の管理物を故意又は重大な過失により破損した場合も、前項に準じます。
-

第 22 条(写真・動画の撮影及び利用)

1. 当施設では、防犯及び施設管理のため共用部に防犯カメラを設置しています。
 2. 当施設の広報活動、ホームページ、SNS、パンフレット等への掲載を目的として写真又は動画を撮影する場合があります。
 3. 宿泊客が識別できる写真又は動画を広報目的で使用する場合は、事前に本人の同意を得るものとします。
-

第 23 条(個人情報の取扱い)

1. 当施設は、宿泊契約の履行、法令に基づく宿泊者名簿の作成及び施設運営に必要な範囲で個人情報を取得します。
 2. お客様の個人情報は、関係法令に基づき適切に取得・管理し、適正に取り扱います。
 3. 法令に基づく場合を除き、宿泊客の同意なく第三者へ提供しません。
-

第 24 条(準拠法・管轄及び約款の変更)

- 本約款は日本法に準拠します。
- 本約款に関して紛争が生じた場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 当施設は、法令の改正、社会情勢の変化又は施設運営上の必要がある場合には、本約款を変更することがあります。
- 約款を変更する場合は、当施設公式ウェブサイト又は施設内掲示その他適切な方法により周知します。

附則

本約款は令和 8 年 7 月 19 日から施行します。

施設名

TOKIWA

運営会社

株式会社中造園

管理責任者

中 邦暁

所在地

奈良県葛城市脇田 174

緊急連絡先

090-2542-8229